

議員定数等検討会議調査結果報告書

令和4年6月

岩手県議会
議員定数等検討会議

議員定数等検討会議は、令和2年2月定例会において設置されて以来、21回にわたり、次回の一般選挙に向けた議員の総定数、選挙区割り等について調査、検討を行ってきたところでありますが、今般、構成議員の皆様の熱心な御協議により、検討結果がまとまったことから、本報告に至ったものであります。

検討の過程においては、前任期の検討会議からの申し送り事項に基づき、早期に会議を立ち上げ、一人区のあり方について検討を進めたほか、災害からの復旧・復興の状況及びそれに伴う人口動態の状況や地域間の格差是正についても活発な議論を交わしながら、協議を行ったところです。

本報告書は、総定数、選挙区の設定及び選挙区ごとの定数の3項目について検討を行い、加えてパブリック・コメントも実施しながら検討した結果、後述のとおり、総定数については現行どおりとすることとし、また、選挙区の設定及び選挙区ごとの定数については見直すこととしたところであり、当検討会議としては、本報告書の具現化を切に期待するものであります。

当検討会議を閉じるに当たり、終始、精力的に御審議、御協力をいただいた各議員に対しまして、敬意を表しますとともに深く感謝申し上げます。

議員定数等検討会議 座長 佐々木 順 一

目 次

1 総定数について	1
2 選挙区の設定について	1
3 選挙区ごとの定数について	2
(別表) 選挙区ごとの定数	3

【資料編】

資料1 議員定数等検討会議 検討経過	4
資料2 岩手県議会議員選挙区図（見直し後）	6
資料3 選挙区ごとの定数と議員一人当たりの人口較差	7
資料4 議員定数等検討会議の運営等に関する要綱	8
資料5 議員定数等検討会議 構成員名簿	9
資料6 県議会議員の定数等の見直し（素案）に関する パブリック・コメント実施要領	10
資料7 県議会議員の定数等の見直し（素案）に関する パブリック・コメント実施結果	11

1 総定数について（地方自治法第 90 条）

（結論）

現行の総定数（48 人）のとおりとする。

（理由）

- ・ 総定数が減少する場合、議員一人当たりの面積が広くなり、有権者の声が届かなくなる懸念がある。
- ・ 平成 23 年まで地方自治法で定められていた法定上限定数に基づく本県議会の議員定数 49 人を下回っている。

2 選挙区の設定について（公職選挙法第 15 条）

（結論）

- ・ 大船渡選挙区と陸前高田選挙区を合区し、名称を大船渡・陸前高田選挙区とする。
- ・ 九戸選挙区を分割し、洋野町を久慈選挙区、軽米町及び九戸村を二戸選挙区とする。

（理由）

- ・ 一人区は無競争の傾向があり、無投票により住民の関心が薄れる恐れがあることから、選挙区の設定にあたってはできるだけ一人区を解消する。
- ・ 大船渡選挙区及び陸前高田選挙区は一人区であり、合区した場合、同じ気仙地域として一体的なつながりを保つことが期待できる。
- ・ 久慈選挙区、二戸選挙区及び九戸選挙区は選挙区の見直しを行わない場合、それぞれ定数 1（3 選挙区で定数 3）となることから、県北地域の選挙区の定数を一定数確保するため見直しを行う。
- ・ なお、遠野選挙区は一人区であるが、配当基数が 1 以上で、配当基数 1 を下回っている陸前高田市とは合区できるが、生活圏が異なり適当ではなく、他の市と同じ選挙区となれないことから現状維持とする。

（その他）

- ・ 普代村の選挙区については、東部町村議長会の活動等の圏域を踏まえ宮古選挙区のままとするという意見と、生活圏や医療、警察、消防等の広域行政を踏まえ久慈選挙区とするとの意見があり、慎重に検討するため今回は現状維持とした。

3 選挙区ごとの定数について（公職選挙法第 15 条第 8 項）

（結論）

- ・ 盛岡選挙区の定数を 1 人増やし、11 人とする。
- ・ 上記 2 により設定される、大船渡・陸前高田選挙区、久慈選挙区及び二戸選挙区の定数をそれぞれ 2 人とする。
- ・ 選挙区ごとの定数は、原則どおり人口に比例した配分によることとし、公職選挙法第 15 条第 8 項ただし書きの規定は適用しない。

（理由）

- ・ 盛岡選挙区は、上記 2 で見直した選挙区に基づき人口に比例して配分すると 1 人増となる。
- ・ 大船渡・陸前高田選挙区は合区後も、合区前の 2 選挙区の合計の定数 2 と変わらない。
- ・ 久慈選挙区及び二戸選挙区は選挙区の見直しにより、それぞれ定数 2（2 選挙区で定数 4）となり、現在の選挙区で試算した場合と比較し定数が 1 人増え、県北振興に資する。
- ・ 平成 27 年及び令和元年の選挙においては、東日本大震災津波及び平成 28 年台風第 10 号災害からの復興途上であり人口動態が定まらない中、選挙区ごとの定数を変更することは適当ではないとの考えにより、久慈選挙区にただし書きを適用したが、災害公営住宅や防災集団移転住宅団地の整備も完了し、一定程度人口動態は定まっており、今回は特別な事情がないと考えられることから、ただし書きを適用しない。
- ・ なお、県北沿岸振興の観点から従前の久慈選挙区、二戸選挙区及び九戸選挙区を維持し、久慈選挙区と二戸選挙区にただし書きを適用してそれぞれ 1 人増として、現在のままの定数とするとの意見があった。

別表 選挙区ごとの定数

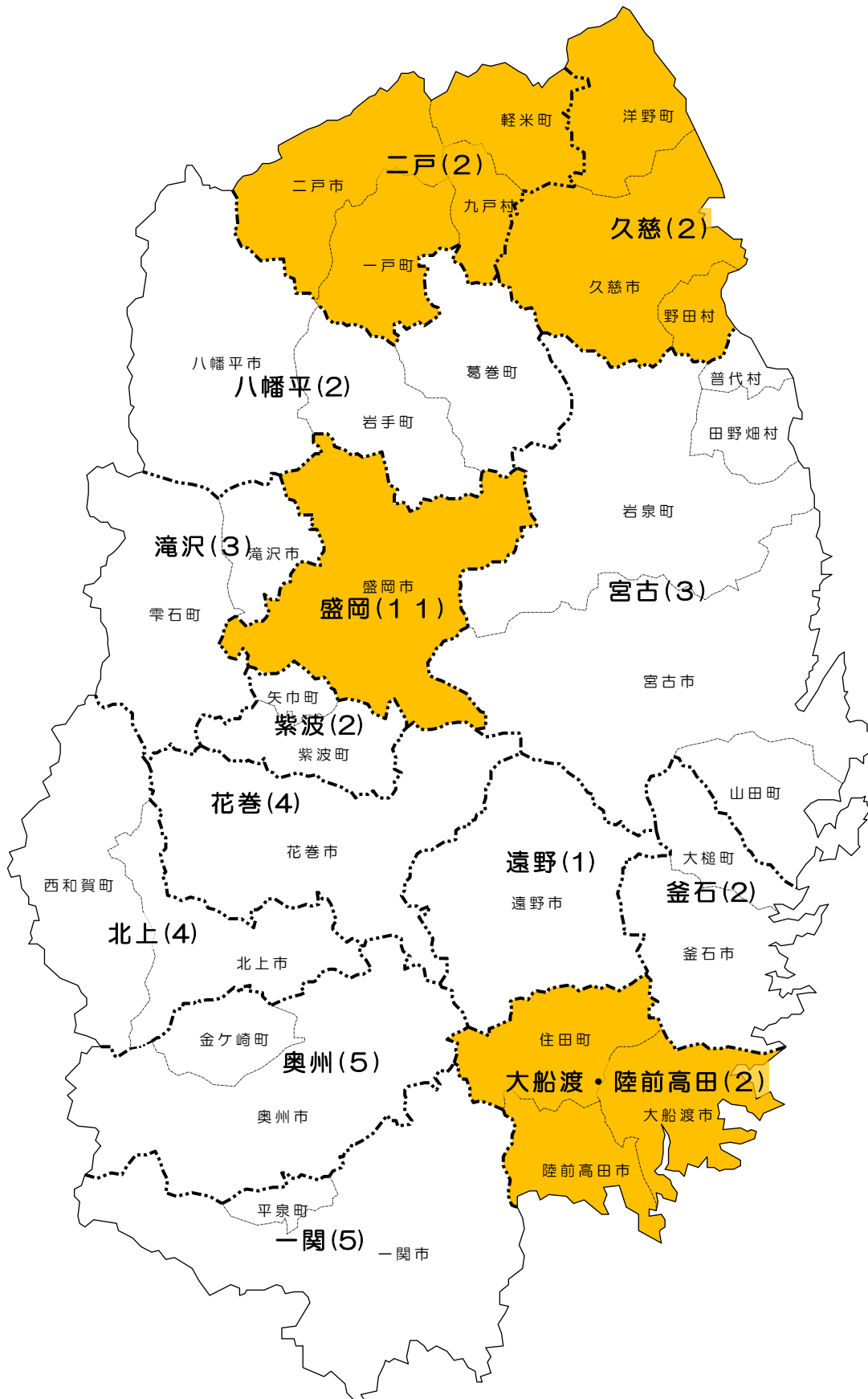
平成 27 年国勢調査結果に基づく試算			令和 2 年国勢調査結果に基づく試算				
令和元年選挙時の定数			現行選挙区 による定数	見直しによる定数			
選挙区	市町村名	定数		選挙区	市町村名	定数	
盛岡	盛岡市	10	12	盛岡	盛岡市	11	
宮古	宮古市 山田町 岩泉町 田野畑村 普代村	3	3	宮古	宮古市 山田町 岩泉町 田野畑村 普代村	3	
大船渡	大船渡市	1	1	大船渡・ 陸前高田	大船渡市 陸前高田市 住田町	2	
陸前高田	陸前高田市 住田町	1	1				
花巻	花巻市	4	4	花巻	花巻市	4	
北上	北上市 西和賀町	4	4	北上	北上市 西和賀町	4	
久慈	久慈市 野田村	2	1	久慈	久慈市 野田村 洋野町	2	
九戸	洋野町 軽米町 九戸村	1		1	二戸		二戸市 一戸町 軽米町 九戸村
二戸	二戸市 一戸町	2		1			
遠野	遠野市	1	1	遠野	遠野市	1	
一関	一関市 平泉町	5	5	一関	一関市 平泉町	5	
釜石	釜石市 大槌町	2	2	釜石	釜石市 大槌町	2	
八幡平	八幡平市 葛巻町 岩手町	2	2	八幡平	八幡平市 葛巻町 岩手町	2	
奥州	奥州市 金ヶ崎町	5	5	奥州	奥州市 金ヶ崎町	5	
滝沢	滝沢市 雫石町	3	3	滝沢	滝沢市 雫石町	3	
紫波	紫波町 矢巾町	2	2	紫波	紫波町 矢巾町	2	

議員定数等検討会議 検討経過

回	主な議題	会議の概要等
第1回 (R2. 3. 24)	1 正副座長の互選について 2 会議の運営方法について 3 会議の検討スケジュールについて	○ 座長に佐々木順一議員、副座長に岩崎友一議員を選出 ○ 検討会議の運営方法等を確認 ○ 検討結果を令和4年6月定例会を目途に議会運営委員会に報告することを確認
第2回 (R2. 4. 15)	1 議員定数等の見直しに係る主な検討事項について	○ 全国の状況等を参考にしながら、まずは総定数から協議することを確認
第3回 (R2. 6. 23)	1 総定数について	○ 全国都道府県の議員定数等の状況、岩手県と人口が同等規模の県の議員定数等の状況を調査
第4回 (R2. 9. 29)	1 今後の検討スケジュールについて 2 総定数について 3 選挙区の設定について	○ 国勢調査結果の公表時期が4カ月遅れることとなったが、条例改正を行う場合は当初スケジュールのとおり令和4年6月定例会を目途とすることを確認 ○ 全国都道府県及び岩手県と人口が同等規模の県の選挙区の定数の状況を調査 ○ 岩手県の一人区の推移を調査
第5回 (R2. 11. 25)	1 選挙区の設定について	○ 現行の選挙区設定の状況、全国都道府県の市の区域の任意合区の状況等を調査
第6回 (R3. 2. 17)	1 選挙区ごとの定数配分について	○ 岩手県内のただし書き適用の現状と過去の適用事例、全国都道府県の選挙区のただし書きの適用状況を調査
第7回 (R3. 6. 30)	1 総定数について	○ 令和2年国勢調査速報値による岩手県の人口推移、選挙区を現行どおりとした場合の各選挙区の定数の試算等の資料をもとに意見交換
第8回 (R3. 7. 6)	1 総定数について	○ 総定数について意見交換
第9回 (R3. 8. 4)	1 総定数について 2 選挙区の設定について	○ 総定数を現行どおり48とすることを確認 ○ 選挙区の設定、選挙区の定数を2以上とするための組み合わせ例等の資料をもとに意見交換
第10回 (R3. 9. 3)	1 選挙区の設定について	○ 一人区の取り扱いについて意見交換
第11回 (R3. 10. 7)	1 選挙区の設定について 2 選挙区ごとの定数配分について	○ 一人区に関連する具体的な組み合わせ、それ以外の選挙区の取り扱い及び選挙区ごとの定数について意見交換

回	主な議題	会議の概要等
第12回 (R3. 10. 26)	1 選挙区の設定について 2 選挙区ごとの定数配分について	○ 遠野選挙区を現状維持することを確認 ○ 一人区に関連する具体的な組み合わせ、それ以外の選挙区の取り扱い及び選挙区ごとの定数について意見交換
第13回 (R3. 11. 25)	1 選挙区の設定について 2 選挙区ごとの定数配分について	○ 一人区に関連する具体的な組み合わせ、それ以外の選挙区の取り扱い及び選挙区ごとの定数について意見交換
第14回 (R3. 12. 8)	1 選挙区の設定について 2 選挙区ごとの定数配分について	○ 令和2年国勢調査確定値の公表により試算結果に影響がないことを確認 ○ 一人区に関連する具体的な組み合わせ、それ以外の選挙区の取り扱い及び選挙区ごとの定数について意見交換
第15回 (R4. 1. 14)	1 選挙区の設定について 2 選挙区ごとの定数配分について 3 パブリック・コメントの対応について	○ パブリック・コメントの意見募集案の内容を採決により決定することの可否について意見交換
第16回 (R4. 2. 7)	1 選挙区の設定について 2 選挙区ごとの定数配分について 3 パブリック・コメントの対応について	○ 意見募集案に少数意見を記載して、パブリック・コメントを実施することを確認 ○ 意見募集案について意見交換
第17回 (R4. 2. 24)	1 パブリック・コメントの意見募集案について	○ 意見募集案の修正について意見交換
第18回 (R4. 2. 28)	1 パブリック・コメントの意見募集案について	○ 意見募集案を一部修正し、パブリック・コメントを3月9日から4月8日まで実施することを確認
第19回 (R4. 5. 27)	1 パブリック・コメントの意見聴取結果について	○ 寄せられた意見について調査 寄せられた意見を踏まえた対応について意見交換
第20回 (R4. 6. 13)	1 パブリック・コメントの意見聴取結果について	○ 寄せられた意見を踏まえた対応について、見直し(素案)のとおりとすることを採決により確認
第21回 (R4. 6. 21)	1 議員定数等検討会議調査結果報告書のとりまとめについて 2 パブリック・コメント意見に対する県議会の考え方の公表(案)について 3 県議会議員の定数等に関する条例の改正案について	○ 議員定数等検討会議調査結果報告書(案)等の内容を確認

岩手県議会議員選挙区図（見直し後）



※ 1 カッコ内の数字は選挙区の定数
※ 2 網掛けは見直しがある選挙区

資料 3

選挙区ごとの定数と議員一人当たりの人口較差

選挙区	市町村名	人口	配当 基数	左の うち 整数 a	小数点 以下 順位	繰上 b	定数 c=a+b	議員一人 当たりの 人口	較差
計		1,210,534	-	42	-	6	48	25,219	-
盛岡	盛岡市	289,731	11.489	11	7	0	11	26,339	1.256
宮古	選挙区計	78,961	3.131	3	10	0	3	26,320	1.255
	宮古市	50,369	1.997						
	山田町	14,320	0.568						
	岩泉町	8,726	0.346						
	田野畑村	3,059	0.121						
	普代村	2,487	0.099						
大船渡・ 陸前高田	選挙区計	58,035	2.301	2	9	0	2	29,018	1.384
	大船渡市	34,728	1.377						
	陸前高田市	18,262	0.724						
	住田町	5,045	0.200						
花巻	花巻市	93,193	3.695	3	5	1	4	23,298	1.111
北上	選挙区計	98,179	3.893	3	1	1	4	24,545	1.170
	北上市	93,045	3.689						
	西和賀町	5,134	0.204						
久慈	選挙区計	52,070	2.065	2	12	0	2	26,035	1.241
	久慈市	33,043	1.310						
	洋野町	15,091	0.598						
	野田村	3,936	0.156						
二戸	選挙区計	50,806	2.015	2	13	0	2	25,403	1.211
	二戸市	25,513	1.012						
	一戸町	11,494	0.456						
	軽米町	8,421	0.334						
	九戸村	5,378	0.213						
遠野	遠野市	25,366	1.006	1	14	0	1	25,366	1.210
一関	選挙区計	119,184	4.726	4	3	1	5	23,837	1.137
	一関市	111,932	4.438						
	平泉町	7,252	0.288						
釜石	選挙区計	43,082	1.708	1	4	1	2	21,541	1.027
	釜石市	32,078	1.272						
	大槌町	11,004	0.436						
八幡平	選挙区計	41,942	1.663	1	6	1	2	20,971	1.000
	八幡平市	24,023	0.953						
	葛巻町	5,634	0.223						
	岩手町	12,285	0.487						
奥州	選挙区計	128,472	5.094	5	11	0	5	25,694	1.225
	奥州市	112,937	4.478						
	金ヶ崎町	15,535	0.616						
滝沢	選挙区計	71,310	2.828	2	2	1	3	23,770	1.133
	滝沢市	55,579	2.204						
	雫石町	15,731	0.624						
紫波	選挙区計	60,203	2.387	2	8	0	2	30,102	1.435
	紫波町	32,147	1.275						
	矢巾町	28,056	1.112						

※1 配当基数は、選挙区の人口を「議員一人当たりの人口」(1,210,534/48=25,219人)で割った数であること。

※2 較差の欄は、議員一人当たりの人口が最少である八幡平選挙区を「1」とした場合の比率であること。

議員定数等検討会議の運営等に関する要綱

令和 2 年 3 月 24 日議長決裁

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、岩手県議会会議規則（昭和 31 年岩手県議会規則第 1 号）第 115 条第 4 項の規定に基づき、議員定数等検討会議（以下「検討会議」という。）の運営その他必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第 2 条 検討会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 議員の定数に関すること。
- (2) 選挙区の設定に関すること。
- (3) 各選挙区において選挙すべき議員の数に関すること。

(座長及び副座長)

第 3 条 検討会議に座長及び副座長各 1 人を置く。

2 座長及び副座長は、検討会議において互選する。

(定数)

第 4 条 検討会議は、10 人をもって構成する。

2 交渉団体である会派は、別に定める比率により割り当てられた人数の構成員を選出するものとする。

(構成員の任期)

第 5 条 構成員は、所掌事項が協議又は調整されている間在任する。

(会議)

第 6 条 会議は、座長が主宰する。ただし、座長が主宰することができないときは、副座長がその職務を代理する。

(公開)

第 7 条 検討会議は、原則として公開とする。ただし、座長が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

(構成員以外の議員)

第 8 条 検討会議は、必要があると認めるときは、構成員でない議員に出席を求めて意見を聞くことができる。構成員でない議員から発言の申出があったときも、また、同様とする。

(執行部職員の出席)

第 9 条 検討会議は、必要があると認めるときは、選挙管理委員会事務局職員に出席を求めらるものとする。

資料5

議員定数等検討会議 構成員名簿

希望いわて	自由民主党	いわて新政会	いわて県民クラブ
◎佐々木 順 一 伊 藤 勢 至 岩 淵 誠 柳 村 一	○岩 崎 友 一 川 村 伸 浩 白 澤 勉	工 藤 大 輔 高 橋 但 馬	飯 澤 匡

◎：座長 ○：副座長

県議会議員の定数等の見直し（素案）に関する パブリック・コメント実施要領

令和4年2月28日決定

1 趣旨

議員定数等検討会議において検討している県議会議員の定数等の見直し（素案）について、県のパブリック・コメント制度に関する指針に準じて、県民への周知を図るとともに、広く意見を聴き、見直しの参考としようとするもの。

2 実施期間

令和4年3月9日（水）から令和4年4月8日（金）まで

3 実施方法

- (1) 県議会、県ホームページへの掲載
- (2) 行政情報センター及び行政情報サブセンター等への配架
- (3) 市町村への文書による照会

4 意見の提出方法

次のいずれかの方法により、住所及び氏名を明記の上、提出していただくものとする。

- (1) 郵便
- (2) ファクシミリ
- (3) 電子メール

5 意見の提出先

- ・住所：〒020-8570（住所記載不要） 岩手県議会事務局議事調査課
- ・ファクシミリ：019-629-6014
- ・電子メール：DA0003@pref.iwate.jp

6 意見の取扱い

- (1) 寄せられた意見は、県議会議員の定数等の見直しに当たっての参考とする。
- (2) 実施期間終了後、意見の概要等をホームページにより公表する（類似意見は集約する。）。
- (3) 上記の公表に当たって、氏名は公表しない。
- (4) 意見に対する個別の回答は行わない。

資料 7

県議会議員の定数等の見直し（素案）に関する
パブリック・コメントの実施結果

1 実施期間

令和4年3月9日（水）から令和4年4月8日（金）まで

2 実施結果

(1) 意見提出者（計 155）

個人（135名）、市町村（20市町村）

※市町村に対する意見照会も併せて実施。「特に意見なし」を含む。

(2) 受付方法

受付方法		郵送 (持参含む)	F A X	電子メール	合計
提出者居住地					
盛岡振興圏	盛岡市	6	0	0	6
	矢巾町	1	0	0	1
県南振興圏	—	—	—	—	—
沿岸振興圏	—	—	—	—	—
県北振興圏	久慈市	2	24	8	34
	野田村	0	5	0	5
	一戸町	0	1	0	1
	洋野町	4	32	1	37
	軽米町	3	26	1	30
	九戸村	11	8	1	20
	普代村	0	1	0	1
個人 計		27	97	11	135
市町村		2	7	11	20
合計		29	104	22	155

(3) 意見等の内訳

※()内の数値は市町村の意見

区分	件数	賛成	反対	他	区分	件数	賛成	反対	他
1 見直し内容	110 (17)	13 (13)	94 (4)	3	ア(イ) 遠野選挙区	2 (1)	2 (1)	0	0
2 見直し後の選挙実施時期	20 (2)	0	20 (2)	0	ア(ウ) 久慈、二戸、九戸 選挙区	24	1	21	2
3 見直しの考え方	113 (4)	6 (1)	79 (2)	28 (1)	イ 普代村の取り扱い	5	0	0	5
(1) 総定数	4	1	3	0	(3) 選挙区ごとの定数配分 について	51 (2)	0	46 (2)	5
(2) 選挙区の設定について	12 (1)	0	3	9 (1)	(その他)	10	0	0	10
ア 一人区のあり方	14	1	6	7	(1) パブリック・コメント	7	0	0	7
ア(ア) 大船渡、陸前高田 選挙区	1	1	0	0	(2) その他	3	0	0	3
合計						253 (23)	19 (14)	193 (8)	41 (1)

※提出者から複数の意見もあるため、提出者数と意見の件数は一致しない。

3 寄せられた意見

(意見ごと)

No.	意見	類似意見 件数(件)	素案に 賛成	素案に 反対	その他
1	見直し内容		13 (13)	94 (4)	3
1	県議会の見直し案を重く受け止める。	1	2 (2)		
2	特に意見なし	10	11 (11)		
3	見直しに反対。現状どおりとするべき。	54		55	
4	新しい選挙区にするには有権者の理解が必要であり、現在の選挙区を維持するべき。	0		1	
5	東日本大震災からの復興もまだ完全に終わってないことから、しっかり地域を見てくれる議員を1人ずつ配置してほしいので、現状どおりとするべき。	0		1	
6	東日本大震災後は無投票選挙区が増えており、震災後の無投票は平時の判断と異なると思うので、もう少し状況を見極めるべき。 一人区以外の選挙区でも無投票が続いたとき、となりの選挙区と一緒にするのはどうか。	1		2	
7	一概に無投票が悪との見解は理解し難く、さらには一人区を一部残す案は不可解である上に、人口減少の中で盛岡選挙区に一増することは理に叶わず、改めて大所高所から抜本的な変更とすべきである。	0		1	
8	人口減少を考慮すると、選挙区の再編を考える必要があると思うが、町村議長の活動ではなく、あくまでも住民の生活圏を主体に考えるべき。	0			1
9	見直し案の内容に矛盾点も多いため、今回変更ではなく、整合性を適切に維持していくために、現状維持のまま、優先すべき事項を再検討しながら、議論を深めていくべきである。	0		1	
10	県北地区の現在の3選挙区を維持してほしい。	7		8 (1)	
11	県北地域の多様な声を県政に届けるとともに、力強く県北振興を推進し、県土の均衡ある発展を実現するため、県北地域の選挙区における議員定数の維持について強く希望する。 素案で示されている選挙区の変更がある場合、ただし書きを適用するなど、激変緩和措置を講じる必要がある。	2		3 (3)	
12	県内でも地域振興が遅れている県北地域の議員を減らすと、地域の声が届かなくなり、さらに地域振興が遅れ、地域格差が広がるので、現在の選挙区、定数を維持してほしい。	9		10	
13	九戸選挙区を分割し、久慈・二戸選挙区と合区した場合、従来の久慈・二戸選挙区が有利な状況になり、九戸選挙区内の地域が抱える課題を県政に届けにくくなることや台風災害等の対応が遅くなる心配がある。地域振興の面から現状どおりの選挙区にすべき。	5		6	
14	選挙区が見直しされれば、今まで支持してきた人に投票できなくなるので現状どおりの選挙区を強く要望する。	1		2	
15	二戸地区は、二戸市で一選挙区(定員1)、一戸町、軽米町、九戸村で一選挙区(定員1)とし、久慈、九戸選挙区は現行どおりの選挙区定数を望む。	0		1	
16	人口が減少している盛岡選挙区の議員数が現状よりも増えることに疑問を感じる。九戸選挙区は以前も定数を減らしていることから、現状どおりの選挙区でやってほしい。	2		3	
17	総定数を維持する理由を、①議員一人当たりの面積が広くなり、有権者の声が届かなくなる懸念があること、②県北、沿岸の定数が減った場合、県土の均衡発展に支障が生じる恐れがあることとしているが、県北の選挙区の見直しは、県北の議員の定数を減らし、一人あたりの面積を広くすることになり、総定数を維持した理由に反するのではないかと。	1			2
2	見直し後の選挙実施時期		0	20 (2)	0
18	新しい選挙区にするには、十分な周知期間や有権者の理解が必要であり、一年程度の周知期間は短すぎる。区割り変更は、次回からではなく、一定期間の猶予をとるべき。	2		3	
19	「北いわて産業・社会革新ゾーンプロジェクト」を推進するためには、地域課題に精通した県議会議員が、地域の多様な声を県政へ届け、施策、予算等の審議に取り組んでいただく必要があることから、現「いわて県民計画」の計画期間である2028年(令和10年)までは、現在の選挙区及び定数の維持を求める。	0		1 (1)	
20	県議会議員の定数等の見直しについて、必要性は充分認識しているが、県民に周知する時間も必要と考える。今回、見直し案をつくり、区割り変更等について県民への周知期間を確保するため、次の次の選挙から実施することを望む。	9		10 (1)	
21	定数見直しの周知が不十分のままに決定し、来年選挙するのは納得がいかない。地元住民に対して説明やアンケートをとって意見を聞き、納得するような決め方をしてほしい。パブリックコメントの募集をしていることを知らない人が周りに沢山いる。	5		6	
3	見直しの考え方		6 (1)	79 (2)	28 (1)
(1)	総定数について		1	3	0
22	現行数48議席は妥当な定数であり賛成。	0	1		

23	総定数減らすほうがよい。昨今、新型コロナウイルス感染症、燃油高騰、食料品の値上げで県民みんなが大変なとき、議員だけ現状維持とはいかがなものか。	0	1		
24	総定数が48人のままであれば県北の議員定数を現状維持とするか、総定数を減らして県北から1減すべき。	1	2		
(2) 選挙区の設定について			0	3	9 (1)
25	岩手県の広大な県土には集落が点在しており、地勢、交通その他の自然的社会的条件を総合的に考慮すれば、単純に国勢調査人口により判断することは適当ではないと考える。市町村の健全な発展と地域の実情を適切に反映する選挙を実施するため、広域行政圏や住民の生活圏域を考慮し進められたい。	0		1 (1)	
26	人口配分を基本としながらも、人口減少のスピード、地域間格差、市町村数と県議数、4つの広域振興圏の振興度合い等の地域の状況も勘案し検討をさらに深めてほしい。	5		6	
27	東日本大震災以降、これまでどおりやってきたので、選挙区を変える必要は無く、議員定数を減らすことに反対。	0	1		
28	現在のコロナ禍は災害同様の扱いになると思うので、現状どおりのままの選挙区にしてほしい。	0	1		
29	人口よりも面積を基準に定数の見直しをしていただきたい。そうでなければ、県北地域のように急速な人口減少のところは、これ以上遅れが出ないような配慮を願いたい。	0	1		
30	市町村合併していない地域を単純に人口配分のみで選挙区設定を行うことは、地域の声が届くことにならない。	1		2	
ア 一人区のあり方			1	6	7
31	一人区解消は投票行為を促進する目的でもあり、公選法の趣旨に合致することから賛成	0	1		
32	一人区を容認し、地域の振興度を見ながら選挙区を設定すべき。	3		4	
33	複数人区においても無投票選挙区はあり、一人区の解消が問題解決になるとは思えない。住民の無関心の核心は違うところにあると思う。	1		2	
34	無投票になることは議員に対する地域の信頼でもある。また、水面下での競争が常に働いている結果である。	1		2	
35	一人区の解消を目指すのであれば、遠野選挙区はなぜ現状維持なのか。全ての一人区を対象に検討すべき。	2		3	
36	東日本大震災後は、市町村長や市町村議会も無競争か少数での選挙となる傾向が続いたのので、無競争の選挙区について、平時でない時期をカウントせず、もう少し様子を見るべき。	1		2	
ア (ア) 大船渡、陸前高田選挙区			1	0	0
37	大船渡、陸前高田選挙区の合区は、地域の各分野活動の活性化の起爆剤になり、新たな連携強化による活動が生まれる可能性があり、非常に評価できる。	0	1		
ア (イ) 遠野選挙区			2 (1)	0	0
38	遠野選挙区において、現状維持とする方針に賛同する。今後も地域性、地理的要因等も十分考慮した上で、慎重に検討していただきたい。	1	2 (1)		
ア (ウ) 久慈、二戸、九戸選挙区			1	21	2
39	久慈、二戸、九戸選挙区については、そもそも平成の大合併により、二戸市と浄法寺町合併、大野村、種市町合併、山形村久慈市と合併により郡制の形は崩れている。公選法改正はまさにこのような地域の新たな連携を模索する法改正であり、2選挙区に統合する案に賛成。	0	1		
40	総定数を現状維持とした理由と九戸選挙区を分割し、久慈と二戸選挙区を二人にする見直し案は一致しない様にみえる。	0		1	
41	3選挙区の区割等見直しにより、定数が3人から4人に増えるのは、県北振興を願う住民には有難いことにも思えるが、長年選挙区内の住民と深く関わってきた選出議員にとっては、それまでのつながりが断たれ、住民は県政への意見・提言・要望等も途絶えがちになるのは避けられない。定数増のメリット以上に失われるデメリットが勝ると思われるため、今回の定数見直しには反対。	0	1		
42	人口を基準に議員の定数を配置すると、九戸選挙区のように人口が減少している地域は、議員が減少し、1人当たりの面積が増え、地域の声が県政に反映されなくなる恐れがある。格差を是正し、県土の均衡ある発展のためにも、もっと遅れている地域に配慮すべきで、九戸選挙区の解消については、再度検討していただきたい。	8	9		
43	カシオペア連邦はあくまで地域活動の一つの形であって、県の組織の一部と認知されているわけではなく、県全体との直接的な関連性はない。県全体の選挙区選考に用いるのは適切でない。	0		1	
44	九戸選挙区を分割し久慈と二戸に分ける発想が非常におかしい。なぜこのような議論になるのか全く理解できない。	1	2		

45	九戸選挙区を分割し、洋野町を久慈選挙区に、軽米町及び九戸村を二戸選挙区に合区した場合、選挙では人口の多い市があきらかに有利である。市に議員が集中すると議員がいない町村には陳情等がしにくく、地域間の格差是正が困難になる。	1	2		
46	九戸選挙区を分割することにより、これまで一つの選挙区として一体感を持っていた地域を分断することになりかねない。 特に九戸選挙区内である洋野町、軽米町は八戸市方面へ通勤・通学する人も多く、久慈市や二戸市の人々とも考え方や岩手県政に期待するものが異なる。	3	4		
47	北部町村議長会の構成範囲は九戸郡の自治体であり、現状の選挙区と一致するので、九戸選挙区は現状どおりにするべき。	2	3		
イ 普代村の取り扱い			0	0	5
48	普代村を久慈選挙区とすべき案に賛成であるが、普代村地元事情もあり、不問（賛成でも反対でもない）	0			1
49	普代村を現状通りとする理由が東部町村議長会の活動等となっているが、生活圈や医療、警察、消防等の広域行政では久慈地域であり、普代村のみ慎重に結論をだすという考え方は作為的なものを感じる。	3			4
(3) 選挙区ごとの定数配分について			0	46 (2)	5
50	現在の3選挙区を維持し、久慈、二戸選挙区にそれぞれただし書きを適用すべき。	3		4	
51	地域の多様な声を県政に届けるとともに、引き続き、県、地元自治体との連携のもと、力強く県北振興を推進し、県土の均衡ある発展を実現するため、公職選挙法第15条第8項のただし書きを適用して、県北地域の選挙区における議員定数の維持を強く要望する。	6		7 (2)	
52	九戸選挙区の洋野町を久慈選挙区に、軽米町、九戸村を二戸選挙区に合区した場合、2つの選挙区の差は小さく、どちらにただし書きを提供するか決め手がない	0			1
53	全国で32都道府県がただし書きを適用し「地域間の均衡を図る」「バランスを考慮する」「格差是正のため」という理由が多数あり、岩手県の過去の適用事例を見ても、地域間の均衡に差が生じるという判断で、ただし書きを適用している例がある。	0			1
54	現在のコロナ禍は災害といえるものであり、ただし書きを適用する理由となりえるのではないかと。	1			2
55	これまで久慈選挙区にただし書きが適用され、見直し素案では東日本大震災津波など明確な理由がないとしているが、岩手県議会は復興が完了したものと解釈しているのか。	0			1
56	国勢調査の結果で機械的に試算した場合に2増になる盛岡選挙区の定数から、地域間の均衡を図るために久慈選挙区と二戸選挙区に1人ずつ割り振るのが良いと思う。	0		1	
57	人口比例で定数配分していく方法は、人口減少が進む中において年を追うごとに地方の議員定数が減ることになる。議員の減少が県政での地域課題の取り上げの減少につながり、地方住民の声が反映されにくくなるのが心配され、地域振興、地域課題解決が遅くなる。	27		28	
58	見直しの案のような単なる人口割で割り振る方法は、地域の課題を解決するため多様な意見を聞き、県土の均衡ある発展という視点が不足している。県北地域は、県内のどの地域より人口減少が進み、課題も多いことから現状維持が適正ではないかと。	5		6	
(その他)			0	0	10
59	パブリックコメントの周知も不十分と思うので、拙速に決定をするのではなくさらに検討を深め、住民の理解を得てから判断してほしい。	3			4
60	選挙区が大幅に変わるようなことが地元の住民に周知不足ということは許されないとと思う。地元住民に関係ないところで決められている感じで住民軽視そのものではないか。パブリックコメントだけでなく地元説明会の開催やアンケートをとるべき。 次回の選挙ではなく周知期間を十分取って議論して少なくとも激変地区の住民が納得した上でのごとにしてもらいたい。	2			3
61	一票の格差の是正だけでなく、人口減少、地方(地域)創生を考え、県議会の在り方や果す役割等の観点から、もっともっと議会改革を議論してから定数是正を考えるべき。	0			1
62	選挙をやりたいのであれば65歳以上は立候補を禁止し、令和5年9月以降、任期を二期までにすれば、自然と選挙になると思う。	0			1
63	資料1において、定数削減の意見に(多数意見)、現状維持の意見に(少数意見)と記載している印象がある。それにより定数削減を正当化しているようにも感じる。意見の結果が実際にそうであれば記載する必要があったのか。印象操作を目的としているのではないかと。 意見を出した者が地域性を理解しているのであれば良いが、別の意図を持って訴えているのであれば最終的に不利益を被るのは、そこに住む住人である。	0			1

素案に賛成	素案に反対	その他	合計
19 (14)	193 (8)	41 (1)	253 (23)